

基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進

① ごみ集積場における違反ごみ対策

クリーンにいがた推進員と連携しながらごみ出しマナーの向上を図ることで、違反ごみの減少を目指す。

■クリーンにいがた推進員

地域における廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進並びに環境意識の普及啓発を図り、もって地域に密着した一般廃棄物の減量の推進及び生活環境の保全に寄与する。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数 (人)	5,732	5,866	5,803

■ごみ集積場設置等補助

ごみ集積場の設置・修繕・看板設置を補助することで、地域の環境美化を図る。

補助金額：補助対象経費の 3/4 以内 補助限度額：1 集積場あたり 15 万円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
補助数 (件)	598	577	595

② ごみ資源物のごみ集積場からの持ち去り行為の禁止に係る周知及び取締り

■ごみ集積場における早朝巡視の実施

清掃事務所職員がごみ集積場に立ち合いながら、ごみ分別に対する疑問や分別指導を実施する。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
巡視数 (自治会)	2,141	2,214	2,233

③ 地域と連携した美化活動

地域住民の美化活動への意識の向上を図るため、地域清掃等の活動に対する補助や地域でのクリーン作戦を支援し、市民が快適に暮らせるまちづくりを推進する。

■ボランティア清掃等の参加者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ボランティア清掃 (人)	88,585	102,561	98,319
一斉清掃 (人)	59,023	60,598	59,751
計	147,608	163,159	158,070
【参考】うち若年層※	1,576	1,754	1,821

※大学生・専門学校生などを主体とする美化啓発活動・ボランティア清掃の参加者数

地域団体が行う清掃活動への補助

(1) 環境美化活動費補助

一斉清掃や側溝清掃などの活動にかかる費用

補助率：4/5 補助基準額(250円)×参加者数

(2) 不法投棄物処理費補助

市で処理できない不法投棄物(タイヤなど)の運搬・処分費用

補助率：10/10